

第1グループ

議事記録関係

1 委員会会議録の全文（逐語）記録を行うときの基本的な考え方について

- (1) 委員会では、議員や執行部との発言のやり取りが多く、全文（逐語）記録する際、本会議と同じ様式にすると、委員長の指名発言まで表記することになり、どこまで反映すればよいか、他自治体の事例や考え方を伺いたい。
- (2) 委員長から指名を受けていない議員や執行部の進行上の助言などの発言の取り扱いは、本市では（ ）表記で処理している。どこまでを（ ）とするか、ケース・バイ・ケースの処理もあると思われるが、基準や考え方があれば伺いたい。
- (3) 全文（逐語）記録を作成する際に注意すべき事項などがあれば、ご教示願いたい。
- (4) 議員または執行部から発言取消の申し出があった場合、処理方法と委員会記録の記載方法について伺いたい。本会議会議録と委員会記録で取り扱いに差を設けているか。

議事運営関係

1 委員会提出の議案について

平成18年の地方自治法改正で、委員会に議案提出権が認められた。提出に当たって次の事項をどう考えるか。

- (1) 所属委員は本会議での表決で反対を表明できるか。
- (2) 委員長は本会議での表決で反対を表明できるか。
- (3) 委員会が議案を提出するときは、委員会で全会一致の場合に限定すべきであるか。

2 会期末の意見書提出について

意見書の提出については、議会運営委員会決定で、例えば閉会日の○日前までに提出することになっている議会で、○○会派が最終日の開議前に意見書案を議長に提出した場合、議会運営委員会や議長は、どのように対処すればよいか。

- (1) 議長は受理を拒否することができるか。
- (2) 議長が受理したあと、この取扱いを議会運営委員会に諮問し、同委員会の決定に委ねる。この場合、議会運営委員会は最終日の議事日程に掲載しないことができるか。

3 正副議長選挙の立候補制について

正副議長の選出について、本市では各会派が事前調整した後、選挙（投票）により選出しているが、正副議長の立候補制を導入してはどうかとの意見が出ている。

- (1) 立候補制や表明演説会などの実施状況と公開状況について
- (2) 立候補制は法的に問題ないか。立候補制を実施する場合、投票に至るまでどのような事務手続き等が必要と考えられるか。

第2グループ

議事記録関係

1 会議録作成支援システム（音声認識システム）を将来導入するに当たって、会議録の整文に関する基本的な視点及び考え方について

(1) 議会事務局職員が会議録を校閲するとき、概ね反訳業者委託による成果品のチェックを行うが、的確に整文されていて、読みやすい会議録ができ上がっている。事務局職員が反訳する場合には、発言のとおり文字を起こしがちである。

また、会議録作成支援システム（音声認識システム）では、認識されたデータは整文されたものではないので、整文に対する議会事務局職員の知識や判断基準が必要になってくる。整文の基準や参考図書などがあれば教示いただくとともに、意見交換や考え方を伺いたい。

(2) 反訳委託業者から上がってきた原稿は、誤った読み方を避ける観点からか、あえて平仮名表記されている部分がある。本市ではインターネットを活用した会議録検索システムを採用しているが、検索システムの利便性を考慮した場合、どう考えるべきか、他自治体の考え方を伺う。

議事運営関係

1 委員長の討論等について

文教委員会に付託された青少年育成条例改正案が委員会で原案のとおり可決され、本会議で委員長が審査の経過と結果を報告した。次の点についてどう考えるか。

(1) 委員長が委員長報告の中で、自分は青少年育成条例改正案に反対であるが、委員長であるため反対を表明できなかったのが、この際、自分の見解を述べることができるか。

(2) 仮に述べた場合、議長のとるべき措置。

(3) 委員長が報告後の討論で反対討論を通告することができるか。

2 質問における要望等の発言について

質問は、当該団体の事務を対象にして、議員が疑問点と政策を述べるものであるが、次のような発言は認められるか。

(1) 長に対し、疑問点や政策のほか、「要望にとどめる発言」（答弁不要）、「関係資料の提出を求める発言」。

(2) 資料提出を求める法的根拠はあるか。

(3) 議員が資料提出を求めるときは、どのような手続きによるべきであるか。

第3グループ

議事記録関係

1 会議を録音した音声データや映像記録の保管状況及び情報公開の対応について

(1) 現在、会議録を反訳委託するため、会議音声をICレコーダーで録音している。従来は、テープレコーダーで録音し、会議録作成のための資料として会議録調製後は廃棄しており、情報公開の対象ではなかった。しかし、ICレコーダーにより、MP3音源となって、容易にパソコン保存や加工ができるようになり、市職員の利便性を向上させるために、イントラネットを活用して議会音声を職員間で聞くことができるようになったことで、情報公開の対象となってしまった。

他議会の保管状況や情報公開の対応について、意見交換を行うとともに、メリット・デメリットを伺いたい。

2 本市では、会議録検索システムに委員会の会議録も反映させている。このことは、インターネットで会議録が閲覧できるとともに、視覚障害者に対する音声読み上げソフト利用時の配慮が必要になると思われるが、その点に際しての留意事項についてご教示願いたい。

議事運営関係

1 閉会中受理した請願について

議長は閉会中でも請願を受理できる。次の点についてどう取り扱えばよいか。

- (1) 閉会中に受理した請願は、臨時会招集請求の対象になるか。
- (2) 議長が閉会中に受理した請願を、閉会中の継続審査事件を有する委員会に直ちに付託することができるか。
- (3) 議員の任期満了に伴う一般選挙があった場合、任期満了後から新議長の選出までの間は、誰が請願の受理者になるのか（請願者から見ると提出先）。

2 議員提出条例案の答弁補助者について

議員が、支持者、住民団体、学者等の協力を得て「環境保持のための条例案」を提出した。

本会議や委員会では詳細な質疑が行われるので、条例案作成に協力した支持者、住民団体、学者を答弁のための説明員として出席させたい旨の申し出があった場合、認められるか。

3 地方自治法の一部改正に基づく議会の意思決定機関として会議規則による議員全員協議会や広報委員会のあり方及び留意事項について

(1) さきの地方自治法の一部改正（議員提案による）により議会の意思決定機関を公的機関にすることが可能になったことにより、広報委員会と全員協議会を位置づけようとしているが、そのときの留意事項や、実際に実施されている議会の意見や、他の問題点を初め、メリット・デメリットを伺いたい。

第4グループ

議事記録関係

1 会議録における表記について

(1) 障害者、子供等の表記について

執行部から、法令名等を除き「障がい者」と表記するよう通達が出ている場合、会議録上の表記はいかにすべきか。また、他自治体の取り扱いを伺う。

(2) 会議録上で、文脈の乱れや間（ま）をあらわす記号として「——」や「……」のを使用しているか、使用していない場合、どのように処理しているか。

2 議会運営委員会が紛糾し、議事日程が作成されないまま本会議が開かれ、開会しないまま自然流会となり、閉会となった。

(1) その日の会議録はどのように作成すべきか。

(2) そのような状況での議事日程の作成についてどのように考えるべきか。

議事運営関係

1 委員会付託議案と本会議との関係について

土木委員会に付託した工事請負契約議案について委員から質疑が続出し、審査が終了しない場合、次の事項についてどう考えるか。

(1) 本会議の議決により審査状況の中間報告を求める。

(2) 委員会の中間報告後、本会議の議決に基づき工事請負契約議案を本会議で審議する。

(3) (2)ができない場合、本会議が直接審議するためには、どのような方法が考えられるか。

2 外交問題に関する意見書について

外交問題に対する意見書については、昭和38年8月29日と同41年3月2日の2回、自治事務次官から各都道府県知事に対し、外国との交渉に影響を及ぼすおそれがあるので、慎重に取り扱われたい旨の通知が出ている。

(1) 議長は外交問題の意見書案の受理を拒否できるか。

(2) 地方議会が外交問題について、いかなる場合でも意見書を関係行政庁と国会に提出することができないのか。

3 予算及び決算議案に関する常任委員会の運営のあり方について

(1) 本市議会においては、平成18年の地方自治法の一部改正に基づく常任委員会の複数所属が認められたことにより、議員定数の半数で構成される予算委員会常任委員会を設置し、予算関連議案（一般会計・特別会計・企業会計）の審査に取り組み始めたところである。従来は、一般会計補正予算は所管委員会へ分割付託し、特別会計や企業会計は所管する委員会へ付託していたので、既存の常任委員会への付託議案が激減した。議会改革検討会議によって結論付けられたが、実際に運用するなかで、臨時会（会期1日）

で審査時間が長くなる、待機する議員が待ち時間が長くなるなどの意見が漏れ聞こえる状況である。従来どおりでよかったのではないかとの意見も出てくる中で、実際に予算委員会常任委員会を運営している議会の意見や他の問題点を初め、メリット・デメリットを伺いたい。

- (2) 決算に関する議案は、議員の定数の半数で構成される決算特別委員会（9月定例会に上程し9月最終日に認定）で審査認定していた。議会改革検討会議で、決算常任委員会とする方向で進めていたが、議員より、決算議案を審査するのになぜ通年の常任委員会化する必要があるのか、常任委員会化することで何をするのかとの意見が出され、現時点では特別委員会とし、現議員の任期中に常任委員会化を推進することになった。

実際に決算委員会常任委員会を運営している議会の意見や他の問題点を初め、メリット・デメリットを伺いたい。